

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

## (2) 工事の箇所

香川県坂出市

## (3) 工事方法

## (イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

## (4) 工事予算

4,845 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日          平成    29年    9月    1日

②工事の完成予定年月日      令和    8年    3月    31日

## 2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,594 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          ー    百万円)(消費税込み)

別紙 1－4を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))(今治IC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道317号(本州四国連絡道路(尾道・今治ルート))

## (2) 工事の箇所

愛媛県今治市

## (3) 工事方法

## (イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県今治市	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県今治市	立体接続	今治インターチェンジ



(4) 工事予算

186 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日      令和      2年      5月      1日

②工事の完成予定年月日      令和      11年      3月      31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

214 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額                      205 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	9,152 百万円
R 1	7,016 百万円
R 2	11,768 百万円
R 3	7,725 百万円
R 4	23,373 百万円
R 5	19,396 百万円
R 6	51,286 百万円
R 7	12,225 百万円
R 8	13,815 百万円
R 9	9,748 百万円
R 1 0	8,118 百万円
R 1 1	7,484 百万円
R 1 2	7,333 百万円
R 1 3	6,997 百万円
R 1 4	7,056 百万円
R 1 5	6,994 百万円
R 1 6	6,862 百万円
R 1 7	6,785 百万円
R 1 8	6,608 百万円
R 1 9	6,439 百万円
R 2 0	6,610 百万円
R 2 1	6,459 百万円
R 2 2	6,862 百万円
R 2 3	6,829 百万円
R 2 4	6,772 百万円
R 2 5	6,399 百万円
R 2 6	6,660 百万円
R 2 7	6,285 百万円
R 2 8	6,381 百万円
R 2 9	6,597 百万円
R 3 0	6,847 百万円
R 3 1	6,561 百万円
R 3 2	6,658 百万円
R 3 3	7,260 百万円
R 3 4	7,521 百万円
R 3 5	7,724 百万円
R 3 6	7,472 百万円
R 3 7	7,659 百万円
R 3 8	7,551 百万円
R 3 9	7,428 百万円
R 4 0	7,253 百万円
R 4 1	7,509 百万円
R 4 2	7,433 百万円
R 4 3	7,355 百万円
R 4 4	7,785 百万円
R 4 5	8,006 百万円
R 4 6	8,006 百万円
R 4 7	8,006 百万円
R 4 8	8,006 百万円
R 4 9	8,006 百万円
R 5 0	8,006 百万円
R 5 1	8,006 百万円
R 5 2	8,006 百万円
R 5 3	7,807 百万円

(注1) 平成18年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	15,296 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。



## 別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
R 1	25 百万円
R 2	8 百万円
R 3	302 百万円
R 4	362 百万円
R 5	503 百万円
R 6	969 百万円
R 7	163 百万円
R 8	0 百万円
R 9	0 百万円
R 1 0	0 百万円
R 1 1	0 百万円
R 1 2	0 百万円
R 1 3	0 百万円
R 1 4	0 百万円
R 1 5	0 百万円
R 1 6	0 百万円
R 1 7	0 百万円
R 1 8	0 百万円
R 1 9	0 百万円
R 2 0	0 百万円
R 2 1	0 百万円
R 2 2	0 百万円
R 2 3	0 百万円
R 2 4	0 百万円
R 2 5	0 百万円
R 2 6	0 百万円
R 2 7	0 百万円
R 2 8	0 百万円
R 2 9	0 百万円
R 3 0	0 百万円
R 3 1	0 百万円
R 3 2	0 百万円
R 3 3	0 百万円
R 3 4	0 百万円
R 3 5	0 百万円
R 3 6	0 百万円
R 3 7	0 百万円
R 3 8	0 百万円
R 3 9	0 百万円
R 4 0	0 百万円
R 4 1	0 百万円
R 4 2	0 百万円
R 4 3	0 百万円
R 4 4	0 百万円
R 4 5	0 百万円
R 4 6	0 百万円
R 4 7	0 百万円
R 4 8	0 百万円
R 4 9	0 百万円
R 5 0	0 百万円
R 5 1	0 百万円
R 5 2	0 百万円
R 5 3	0 百万円

(注1) 平成29年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

## 別紙6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

# 道路資産の貸付料の額

本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H18	( 58,545 百万円 ) 60,704 百万円	( 2,489 百万円 ) 2,597 百万円	( 47,289 百万円 ) 49,340 百万円	( 4,629 百万円 ) 4,830 百万円	( 42,660 百万円 ) 44,510 百万円
H19	( 57,759 百万円 ) 60,308 百万円	( 2,450 百万円 ) 2,577 百万円	( 46,542 百万円 ) 48,964 百万円	( 4,556 百万円 ) 4,793 百万円	( 41,986 百万円 ) 44,171 百万円
H20	( 54,980 百万円 ) 56,415 百万円	( 2,311 百万円 ) 2,382 百万円	( 43,902 百万円 ) 45,266 百万円	( 4,298 百万円 ) 4,431 百万円	( 39,604 百万円 ) 40,835 百万円
H21	( 37,795 百万円 ) 37,631 百万円	( 1,451 百万円 ) 1,443 百万円	( 27,577 百万円 ) 27,421 百万円	( 2,700 百万円 ) 2,685 百万円	( 24,877 百万円 ) 24,736 百万円
H22	( 37,196 百万円 ) 38,520 百万円	( 1,421 百万円 ) 1,473 百万円	( 27,008 百万円 ) 27,978 百万円	( 2,644 百万円 ) 2,739 百万円	( 24,364 百万円 ) 25,239 百万円
H23	( 37,523 百万円 ) 45,129 百万円	( 1,572 百万円 ) 1,990 百万円	( 27,087 百万円 ) 34,275 百万円	( 2,093 百万円 ) 2,649 百万円	( 24,994 百万円 ) 31,626 百万円
H24	( 40,644 百万円 ) 48,011 百万円	( 1,777 百万円 ) 2,181 百万円	( 30,655 百万円 ) 37,618 百万円	( 2,367 百万円 ) 2,904 百万円	( 28,288 百万円 ) 34,714 百万円
H25	( 39,461 百万円 ) 48,943 百万円	( 1,712 百万円 ) 2,232 百万円	( 29,537 百万円 ) 38,499 百万円	( 2,280 百万円 ) 2,972 百万円	( 27,257 百万円 ) 35,527 百万円
H26	( 46,375 百万円 ) 47,677 百万円	( 2,073 百万円 ) 2,144 百万円	( 35,812 百万円 ) 37,043 百万円	( 2,762 百万円 ) 2,857 百万円	( 33,050 百万円 ) 34,186 百万円
H27	( 44,210 百万円 ) 49,086 百万円	( 1,954 百万円 ) 2,218 百万円	( 33,734 百万円 ) 38,346 百万円	( 2,594 百万円 ) 2,946 百万円	( 31,140 百万円 ) 35,400 百万円
H28	( 44,264 百万円 ) 48,948 百万円	( 1,957 百万円 ) 2,209 百万円	( 33,841 百万円 ) 38,219 百万円	( 2,600 百万円 ) 2,934 百万円	( 31,241 百万円 ) 35,285 百万円
H29	( 43,834 百万円 ) 49,927 百万円	( 1,917 百万円 ) 2,254 百万円	( 33,171 百万円 ) 38,927 百万円	( 2,546 百万円 ) 2,988 百万円	( 30,625 百万円 ) 35,939 百万円
H30	( 45,753 百万円 ) 50,104 百万円	( 2,025 百万円 ) 2,263 百万円	( 34,967 百万円 ) 39,161 百万円	( 2,684 百万円 ) 3,000 百万円	( 32,283 百万円 ) 36,161 百万円
R1	( 45,167 百万円 ) 51,606 百万円	( 1,993 百万円 ) 2,330 百万円	( 34,494 百万円 ) 40,375 百万円	( 2,643 百万円 ) 3,087 百万円	( 31,851 百万円 ) 37,288 百万円
R2	( 45,485 百万円 ) 38,939 百万円	( 1,994 百万円 ) 1,630 百万円	( 34,550 百万円 ) 28,303 百万円	( 2,642 百万円 ) 2,163 百万円	( 31,908 百万円 ) 26,140 百万円
R3	( 37,685 百万円 ) 41,395 百万円	( 1,565 百万円 ) 1,766 百万円	( 27,114 百万円 ) 30,680 百万円	( 2,073 百万円 ) 2,345 百万円	( 25,041 百万円 ) 28,335 百万円
R4	( 32,904 百万円 ) 48,392 百万円	( 1,325 百万円 ) 2,163 百万円	( 23,011 百万円 ) 37,577 百万円	( 1,759 百万円 ) 2,872 百万円	( 21,252 百万円 ) 34,705 百万円
R5	( 29,488 百万円 ) 45,456 百万円	( 1,160 百万円 ) 1,906 百万円	( 20,147 百万円 ) 33,366 百万円	( 1,540 百万円 ) 2,545 百万円	( 18,607 百万円 ) 30,821 百万円
R6	45,751 百万円	1,922 百万円	33,645 百万円	2,566 百万円	31,079 百万円
R7	47,470 百万円	2,015 百万円	35,271 百万円	2,690 百万円	32,581 百万円
R8	49,183 百万円	2,108 百万円	36,891 百万円	2,814 百万円	34,077 百万円
R9	49,192 百万円	2,108 百万円	36,900 百万円	2,815 百万円	34,085 百万円
R10	48,965 百万円	2,096 百万円	36,685 百万円	2,798 百万円	33,887 百万円
R11	48,848 百万円	2,090 百万円	36,574 百万円	2,790 百万円	33,784 百万円
R12	48,726 百万円	2,083 百万円	36,459 百万円	2,781 百万円	33,678 百万円
R13	48,619 百万円	2,077 百万円	36,358 百万円	2,773 百万円	33,585 百万円
R14	48,613 百万円	2,077 百万円	36,352 百万円	2,773 百万円	33,579 百万円
R15	48,504 百万円	2,071 百万円	36,249 百万円	2,765 百万円	33,484 百万円
R16	51,128 百万円	2,213 百万円	38,731 百万円	2,954 百万円	35,777 百万円
R17	50,792 百万円	2,195 百万円	38,413 百万円	2,930 百万円	35,483 百万円
R18	50,075 百万円	2,156 百万円	37,735 百万円	2,878 百万円	34,857 百万円
R19	49,435 百万円	2,122 百万円	37,129 百万円	2,832 百万円	34,297 百万円
R20	48,750 百万円	2,085 百万円	36,481 百万円	2,783 百万円	33,698 百万円
R21	48,493 百万円	2,071 百万円	36,238 百万円	2,764 百万円	33,474 百万円
R22	47,592 百万円	2,022 百万円	35,386 百万円	2,699 百万円	32,687 百万円
R23	47,134 百万円	1,997 百万円	34,953 百万円	2,666 百万円	32,287 百万円
R24	46,749 百万円	1,976 百万円	34,589 百万円	2,638 百万円	31,951 百万円
R25	46,553 百万円	1,966 百万円	34,403 百万円	2,624 百万円	31,779 百万円
R26	45,914 百万円	1,931 百万円	33,799 百万円	2,578 百万円	31,221 百万円
R27	45,404 百万円	1,904 百万円	33,316 百万円	2,541 百万円	30,775 百万円
R28	45,060 百万円	1,885 百万円	32,991 百万円	2,516 百万円	30,475 百万円
R29	44,807 百万円	1,871 百万円	32,752 百万円	2,498 百万円	30,254 百万円
R30	44,285 百万円	1,843 百万円	32,258 百万円	2,461 百万円	29,797 百万円
R31	43,505 百万円	1,801 百万円	31,520 百万円	2,404 百万円	29,116 百万円
R32	43,172 百万円	1,783 百万円	31,205 百万円	2,380 百万円	28,825 百万円
R33	42,895 百万円	1,768 百万円	30,943 百万円	2,360 百万円	28,583 百万円
R34	42,081 百万円	1,724 百万円	30,173 百万円	2,302 百万円	27,871 百万円
R35	41,410 百万円	1,688 百万円	29,538 百万円	2,253 百万円	27,285 百万円
R36	40,768 百万円	1,653 百万円	28,931 百万円	2,207 百万円	26,724 百万円
R37	40,253 百万円	1,625 百万円	28,444 百万円	2,170 百万円	26,274 百万円
R38	39,462 百万円	1,583 百万円	27,695 百万円	2,113 百万円	25,582 百万円
R39	38,808 百万円	1,547 百万円	27,077 百万円	2,065 百万円	25,012 百万円
R40	38,183 百万円	1,513 百万円	26,486 百万円	2,020 百万円	24,466 百万円
R41	37,715 百万円	1,488 百万円	26,043 百万円	1,986 百万円	24,057 百万円
R42	37,055 百万円	1,452 百万円	25,419 百万円	1,939 百万円	23,480 百万円
R43	36,596 百万円	1,428 百万円	24,984 百万円	1,906 百万円	23,078 百万円
R44	36,126 百万円	1,402 百万円	24,540 百万円	1,872 百万円	22,668 百万円
R45	35,790 百万円	1,384 百万円	24,222 百万円	1,848 百万円	22,374 百万円
R46	35,212 百万円	1,353 百万円	23,675 百万円	1,806 百万円	21,869 百万円
R47	34,777 百万円	1,329 百万円	23,264 百万円	1,774 百万円	21,490 百万円
R48	34,342 百万円	1,306 百万円	22,852 百万円	1,743 百万円	21,109 百万円
R49	34,046 百万円	1,290 百万円	22,572 百万円	1,722 百万円	20,850 百万円
R50	33,471 百万円	1,259 百万円	22,028 百万円	1,680 百万円	20,348 百万円
R51	33,036 百万円	1,235 百万円	21,617 百万円	1,649 百万円	19,968 百万円
R52	32,601 百万円	1,212 百万円	21,205 百万円	1,617 百万円	19,588 百万円
R53	24,263 百万円	775 百万円	13,556 百万円	1,034 百万円	12,522 百万円

(注1)平成18年度から令和4年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和5年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	(64,069 百万円) 69,060 百万円
R1	(63,889 百万円) 70,967 百万円
R2	(64,498 百万円) 57,307 百万円
R3	(57,536 百万円) 61,822 百万円
R4	(53,541 百万円) 69,564 百万円
R5	(51,091 百万円) 67,570 百万円
R6	67,391 百万円
R7	67,213 百万円
R8	67,034 百万円
R9	66,855 百万円
R10	66,676 百万円
R11	66,498 百万円
R12	66,319 百万円
R13	66,140 百万円
R14	65,961 百万円
R15	65,783 百万円
R16	65,604 百万円
R17	65,426 百万円
R18	65,247 百万円
R19	65,069 百万円
R20	64,890 百万円
R21	64,712 百万円
R22	64,533 百万円
R23	64,354 百万円
R24	64,176 百万円
R25	63,997 百万円
R26	63,818 百万円
R27	63,639 百万円
R28	63,460 百万円
R29	63,281 百万円
R30	63,102 百万円
R31	62,923 百万円
R32	62,744 百万円
R33	62,565 百万円
R34	62,386 百万円
R35	62,207 百万円
R36	62,028 百万円
R37	61,849 百万円
R38	61,670 百万円
R39	61,491 百万円
R40	61,312 百万円
R41	61,133 百万円
R42	60,954 百万円
R43	60,775 百万円
R44	60,596 百万円
R45	60,417 百万円
R46	60,238 百万円
R47	60,059 百万円
R48	59,880 百万円
R49	59,701 百万円
R50	59,522 百万円
R51	59,343 百万円
R52	59,164 百万円
R53	58,985 百万円

(注1) 平成18年度から令和4年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和5年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。



別紙 8 を次のとおり改める。

2 (2) のうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (3) のうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2 (4) イのうち、(イ)を削除する。

2 (4) イのうち、「(ロ) 令和5年3月27日以降」を削除する。

2 (4) イのうち、「①」を「(イ)」に、「②」を「(ロ)」に改め、(イ)を次のとおり改める。

(イ) 割引をする自動車

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

2 (4) のうち、ホを削除する。

2(4)のうち、「へ」を「ホ」に改める。

2(4)のうち、「ト」を「へ」とし、へ(口)のうち、④を削除する。

2(4)のうち、「チ」を「ト」とし、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2(4)のうち、「リ」を「チ」とし、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

2(4)のうち、「ヌ」を「リ」に、「ル」を「ヌ」に改める。

2(4)のうち、「ヲ」を「ル」とし、ルを次のとおり改める。

ル 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引を適用する。

(ロ) 休日割引、平日朝夕割引、路線バス割引、大口・多頻度割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	休日割引、平日朝夕割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、マイレージ割引

(ハ) 一の通行が、休日割引と平日朝夕割引の両方の割引適用条件に該当する自動車の場合、休日割引を当該自動車に適用する。

(ニ) 障害者割引を受けることができる自動車が休日割引を受けようとする場合、割引適用後の通行料金が低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

2(5)イのうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

4のうち、「令和45年7月9日」を「令和54年3月22日」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

## 1. 先行特定更新等工事の内容

### (1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道28号(神戸・鳴門ルート)	兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西ICを含む)	徳島県鳴門市撫養町木津字原山(鳴門ICを含む)
一般国道30号(児島・坂出ルート)	岡山県都窪郡早島町早島字唐戸(早島ICを含む)	香川県坂出市川津町字中原(坂出ICを含む)
一般国道317号(尾道・今治ルート)	広島県尾道市高須町字オケ久保	広島県尾道市因島洲江町字深久保
	広島県尾道市瀬戸田町萩字宝仙原	愛媛県今治市宮窪町宮窪
	愛媛県今治市吉海町名	愛媛県今治市矢田字管ヶ谷

### (2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(高性能床版防水、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	10 キロメートル	9,117 百万円	29,701 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	8 キロメートル	12,879 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(水抜ボーリング、砕石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	66 箇所	5,179 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額



特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	642百万円
R 1	2,475百万円
R 2	1,655百万円
R 3	2,452百万円
R 4	40百万円
R 5	1,872百万円
R 6	7,385百万円
R 7	3,504百万円
R 8	3,154百万円
R 9	2,395百万円
R 1 0	2,114百万円
R 1 1	1,810百万円

(注1) 平成27年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年 3月 21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 高松 勝

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 後藤 政郎